

8南監第19号
令和8年4月15日

南国市議会議長 西本良平様

南国市長 平山耕三様

南国市監査委員 塩崎 泰
南国市監査委員 久武 弘明
南国市監査委員 岡崎 純男

例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により令和8年2月分の出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査報告書

1 検査対象

令和8年2月分

2 検査実施日

令和8年3月24・25日

3 検査の方法

一般会計及び特別会計については、支出命令簿綴、精算書綴、その他関係書類、水道事業会計及び下水道事業会計については、会計伝票綴、試算表・資金予算表その他関係書類の提出を求め、内容を検査し必要により担当者の説明を受けた。

4 検査の結果

- (1) 検査対象である一般会計、特別会計の歳入・歳出の額、水道事業会計、下水道事業会計の収入・支出の額は別表のとおりで、計数をそれぞれ確認した。
- (2) 令和8年2月末日における現金残高は別表のとおりで、指定金融機関の提出資料に基づき一致が認められた。
- (3) 医療移送費の支払いにおいて、保護受給者宛てのコピーされた領収証が添付されているが、支払事務においては原本添付が原則である。本人が原本を必要とする場合には、コピーの領収証に原本と相違ないことを確認したことを記載したうえでの支払いを徹底されたい。(福祉事務所)
- (4) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書について、要綱に基づいた様式で提出されているものの、担当課で修正したもので補助金交付を行っている。
本来であれば、要綱に基づいた事務処理をすべきであると思料されるが、修正しなければならぬ要綱様式であれば、適切な要綱改正を行うなど適正な事務処理に早急に改善すること。(環境課)
- (5) 物部川河川敷公衆用便所については、南国市が河川敷運動広場に遊具を設置したことから、利用者の利便性を目的に平成14年に設置されたが、その後遊具も撤去され現在は施設管理のみを行っている。
このように、施設の設置は市であるが、設置場所は香南市であることから浄化槽清掃業者は香南市での許可を得た業者となっていることも含め、施設については運動広場利用者の利便性を図るためという所期目的はすでに達成・終了されていると思われる。
設置時から状況が変化していることを踏まえて、敢えて南国市の公金を使って、他市が決定した市外業者に委託してまで行政区域外にある施設の維持管理を継続する必要があるかという疑義がある。
従って、南国市の公金の適正管理・施設の必要性の観点からも、再度の検討が必要だと思料される。(生涯学習課)